

令和8年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農業技術の習得等の研修を受講するために市内に移住した就農希望者が、研修受講のために住居物件を確保し、居住する事業（以下「補助事業」という。）を支援することで、市内における就農の促進を図り、もって市農業の生産基盤を強化することを目的として、令和8年度予算の範囲内において、弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 里親実践研修 ひろさき農業里親研修事業実施要綱（令和2年6月1日付けひろさき農業総合支援協議会要綱。以下「実施要綱」という。）第5条第2号に規定する里親実践研修をいう。
- (2) 里親研修生 実施要綱第9条第5項の里親実践研修実施承認通知書（以下「里親実践研修実施承認通知書」という。）による通知を受けて里親実践研修を受講する者をいう。
- (3) 雇用就農研修 雇用就農資金等実施要綱（令和8年4月7日付け8経営第9号農林水産事務次官依命通知）別記1第2の1に規定する雇用就農促進支援における研修をいう。
- (4) 雇用就農研修生 前号に規定する要綱による資金の交付について採択を受けた農業経営体を実施する雇用就農研修を受講する者をいう。
- (5) 雇用主 雇用就農研修生を受け入れて研修を実施する農業経営体をいう。
- (6) 住居物件 市内に存する民間賃貸住宅をいう。
- (7) 住宅手当 雇用主が雇用就農研修生に対して支給し、又は負担する住居物件に係る全ての手当等をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する里親研修生又は雇用就農研修生（以下「研修生」という。）であること。
- (2) 里親実践研修又は雇用就農研修（以下「研修」という。）の開始日の前日から起算して2年さかのぼった日から研修の終了日まで、第3次弘前圏域定住自立圏共生ビジョン（令和4年3月31日策定）に規定する構成市町村以外から市内に転入した者であって、転入した日の前日から起算して過去3年間に2年以上継続して市内に住所を有しておらず、かつ、居住の実態が無かった者であること。
- (3) 令和6年度及び令和7年度において納付すべき市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）及び国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）ではないこと及び同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(補助対象物件)

第4条 補助金の交付の対象となる住居物件（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助事業者、当該補助事業者と共に居住する者又は当該補助事業者の雇用主（当該住居物件について、補助事業者と賃貸借契約を結んでいる者に限る。）が賃貸借契約を結び、専ら補助事業者の居住用に賃借するものであること。
- (2) 補助事業者が賃借料に相当する経費を負担していること。
- (3) 補助事業者、当該補助事業者の配偶者又は当該補助事業者の3親等内の血族若しくは姻族（以下「親族」という。）が所有権を有していないこと。

- (4) 補助事業者、当該補助事業者の配偶者又は当該補助事業者の親族が役員を務める法人が所有権を有していないこと。
- (5) 雇用主、当該雇用主の親族又は当該雇用主若しくは当該雇用主の親族が役員を勤める法人が所有権を有していないこと。この場合において、雇用主が法人である場合は、当該雇用主の関連会社又は子会社の関係にある法人が所有権を有していないこと。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、研修の期間のうち、令和8年4月1日、市内に転入した日、当該研修の受講を開始した日又は補助対象物件の賃貸借契約期間の開始日のいずれか遅い日から、当該研修の受講を終了した日、市外に転出した日、補助対象物件の賃貸借契約期間の終了日、当初の補助対象期間の開始日から2年を経過した日（令和6年度及び令和7年度に本補助金の交付を受けた者に限る。）又は令和9年3月31日のいずれか早い日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により研修を中断したことで研修期間に変更があった場合の補助対象期間は、市長が認めた期間とすることができる。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助対象期間において行う補助事業に要する賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料、振込手数料等を除く。以下同じ。）に相当する経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象期間における各月の補助金の月額の合計額とし、補助金の月額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額（月の途中で補助対象期間が開始又は終了する月にあっては、当該額に、当該月における補助対象期間に属する居住日数を当該月の総日数で除して得た数（当該数に小数点以下第2位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた数）を乗じて得た額（当該得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額））とする。

- (1) 1月における補助対象経費の実支出額から住宅手当の月額を控除した額の3分の2に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
- (2) 30,000円（補助事業者が単身世帯以外の場合は、50,000円）

- 2 前項の場合において、補助対象期間の途中で補助事業者の単身世帯若しくは単身世帯以外の別が変わる場合又は賃借料の月額若しくは住宅手当の月額に変更が生じる場合における当該月の補助金の月額は、当該月の補助対象期間に属する日の初日からこれらの変更が生じた日（以下「変更日」という。）の前日までの期間及び変更日から当該月の補助対象期間に属する日の末日までの期間について、それぞれ前項の規定を適用して得た額を日割計算した額の合計額とする。

- 3 前2項における「単身世帯」とは、補助対象物件に、補助事業者が単独で居住していることをいう。

(交付申請)

第8条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和8年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 研修受講の事実がわかる書類（受講決定通知書の写し等）
- (4) 補助対象物件に係る賃貸借契約の事実がわかる書類（賃貸借契約書の写し等）
- (5) 移住前3年間の在住期間及び在住地がわかる住民票又は戸籍の附票の写し（令和6年度及び令和7年度に本補助金の交付を受けている場合を除く。）
- (6) 申請者（補助金の交付を受けようとする者をいう。）の世帯全員分の住民票の写し
- (7) 雇用契約書の写し（雇用就農研修生に限る。）
- (8) 研修先の福利厚生、手当等に関する規程（雇用就農研修生の雇用主が作成している場合に限る。）

- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(交付の条件)

第9条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金事業変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第10条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和8年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金交付決定通知書(様式第6号)とする。

- 2 市長は、前条第1号の承認をしたときは、令和8年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、令和8年4月から令和9年3月までの各四半期(第4四半期を除く。以下同じ。)の最終月の翌月1日から起算して30日を経過した日までに、令和8年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金事業遂行状況報告書(様式第8号。以下「事業遂行状況報告書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象期間のうち、交付決定前に経過した四半期分については初回の事業遂行状況報告書によりまとめて報告するものとする。

- 2 前項の事業遂行状況報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の支払実績が確認できる書類(通帳の写し等)
- (2) 実施要綱第9条第8項に規定する里親実践研修記録の写し又は雇用主が作成した研修記録(研修日、研修内容及び研修時間が記載されたもの)の写し

(実績報告)

第13条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和8年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書(様式第9号)とする。

- 2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第10号)
- (2) 収支決算書(様式第11号)
- (3) 補助対象経費の支払実績が確認できる書類(通帳の写し等)
- (4) 実施要綱第9条第8項に規定する里親実践研修記録の写し又は雇用主が作成した研修記録(研修日、研修内容及び研修時間が記載されたもの)の写し

- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

- 4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日(第9条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)の翌日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月15日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和8年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金交付額確定通知書(様式第12号)とする。

(補助金の請求等)

第15条 補助金の請求は、令和8年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金請求書(様式第13号)を市長に提出して行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業の完了前であっても、補助事業の遂行に当たって必要が

あると認めたときは、事業遂行状況報告書により状況報告を終えた補助対象期間に係る補助金について概算払いにより交付することができるものとし、当該請求は令和８年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金概算払請求書（様式第１４号）を市長に提出して行うものとする。

- ３ 補助金は、前２項の請求書が提出された日から起算して３０日以内に口座振込により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和８年度において交付の決定をする補助事業について適用する。

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
申請者
氏 名

令和 8 年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金交付申請書

令和 8 年度において実施する住居確保事業について、補助金の交付を受けたいので、弘前市補助金等交付規則第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

_____ 円

2 補助金の額の算定根拠

補助対象期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
補助対象経費	賃借料（月額） 円 － 住宅手当（月額） 円 ＝ 円 ⁽ⁱ⁾	
上限月額 (該当するものに☑する。)	☐ 単身世帯 30,000 円	☐ 単身世帯以外 50,000 円
月額の算定基礎	円 ⁽ⁱ⁾ × 2/3 = _____ 円 (1,000 円未満切り捨て) または上限月額のいずれか少ない額 = _____ 円 ⁽ⁱⁱ⁾	
補助金の額	1. 月の初日以外で補助対象期間が開始する月（令和 年 月） ＝ _____ 円 ⁽ⁱⁱ⁾ × (補助対象期間に属する日数 日 / 月の総日数 日) ※ ① 内は小数点以下第 2 位未満切り捨て ＝ _____ 円 … A (1,000 円未満切り捨て) 2. 月の末日以外で補助対象期間が終了する月（令和 年 月） ＝ _____ 円 ⁽ⁱⁱ⁾ × (補助対象期間に属する日数 日 / 月の総日数 日) ※ ① 内は小数点以下第 2 位未満切り捨て ＝ _____ 円 … B (1,000 円未満切り捨て) 3. 上記 1、2 以外の月（令和 年 月～令和 年 月） ＝ _____ 円 ⁽ⁱⁱ⁾ × か 月 ＝ _____ 円 … C ＝ _____ 円 (A+B+C) (補助金の額)	

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 研修受講の事実が確認できる書類（受講決定通知書の写し等）
- (4) 補助対象物件に係る賃貸借契約の事実がわかる書類（賃貸借契約書の写し等）
- (5) 移住前3年間の在住期間及び在住地がわかる住民票又は戸籍の附票の写し（令和6年度及び令和7年度に弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金の交付を受けている場合を除く。）
- (6) 申請者の世帯全員分の住民票の写し
- (7) 雇用契約書の写し（雇用就農研修生に限る。）
- (8) 研修先の福利厚生、手当等に関する規程（雇用就農研修生の雇用主が作成している場合に限る。）

4 市税等の滞納 有 ・ 無

申請内容の審査のために必要があるときは、市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の納付状況を確認することに同意します。

氏 名 _____

※ 市記載欄（申請者の同意が署名による場合のみ記載する。）

本人確認方法（該当するものに☑する。）

- ☐ 個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）等
☐ 健康保険証、年金手帳等
☐ その他（ ）

備考

- 1 氏名は、署名してください。なお、本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 2 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：0172-40-0767

事業計画書

- 1 補助事業の名称
令和 8 年度弘前市就農希望者等住居確保事業
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の概要（実施計画、事業内容）
- 4 補助事業の期間
- 5 補助事業の遂行により予想される成果（過去において同様の補助金の交付を受けたことがある場合は、当該補助金に係る補助事業により生じた成果も併せて記載すること。）
- 6 その他

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

様式第3号（第8条第2項関係）

収支予算書

1 収 入

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	摘 要
市補助金				
自己資金				
計				

2 支 出

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	摘 要
計				

備考

- 1 摘要欄には、本年度予算額の積算の基礎を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
補助事業者
氏 名

令和8年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の内容を変更したいので、令和8年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金交付要綱第9条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称 令和8年度弘前市就農希望者等住居確保事業

2 補助金の交付決定額 _____円

3 既に交付を受けた補助金の額 _____円

4 補助事業の内容を変更する理由

5 補助事業の内容の変更の内容
変更後の補助金の額の算定根拠については別紙のとおり

備考

- 1 氏名は、署名してください。なお、本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 2 経費の配分を変更する場合は、収支予算書（様式第3号）に準じて作成し、上段に変更後の額を朱書きし、下段に変更前の額を記載してください。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：0172-40-0767

様式第4号 別紙

補助対象期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで		
変更日		令和 年 月 日		
変更内容 (該当するものに☑する。)		☐ 賃借料(月額) ☐ 住宅手当(月額) ☐ 上限月額 ☐ 補助対象期間		
変更前	補助対象経費	賃借料(月額) 円－住宅手当(月額) 円 = 円 ⁽ⁱ⁾		
	上限月額 (該当するものに☑する。)	☐ 単身世帯 30,000円 ☐ 単身世帯以外 50,000円		
	算定基礎額	$\text{円}^{(i)} \times 2/3 = \frac{\text{円}}{(1,000 \text{ 円未満切り捨て})}$ または上限月額のいずれか少ない額 = 円 ⁽ⁱⁱ⁾		
変更日の属する月の算定基礎	変更日前 ※日割計算が必要な場合のみ記入	算定基礎額	$\text{円}^{(ii)} \times \left(\frac{\text{変更日前日までの補助対象期間に属する日数}}{\text{日} / \text{月の総日数}} \right)$ $= \frac{\text{円}^{(iii)}}{(1,000 \text{ 円未満切り捨て})}$ ※ 小数点以下第2位未満切り捨て	
	変更日以降 ※日割計算が必要な場合のみ記入	補助対象経費	賃借料(月額) 円－住宅手当(月額) 円 = 円 ^(iv)	
		上限月額 (該当するものに☑する。)	☐ 単身世帯 30,000円 ☐ 単身世帯以外 50,000円	
		算定基礎額	$\text{円}^{(iv)} \times 2/3 = \frac{\text{円}}{(1,000 \text{ 円未満切り捨て})}$ または上限月額のいずれか少ない額 = 円 ^(v) ・日割計算 $\text{円}^{(v)} \times \left(\frac{\text{変更日以降の補助対象期間に属する日数}}{\text{日} / \text{月の総日数}} \right)$ $= \frac{\text{円}^{(vi)}}{(1,000 \text{ 円未満切り捨て})}$ ※ 小数点以下第2位未満切り捨て	
	変更日の属する月の補助金の額		$\text{円}^{(iii)} + \text{円}^{(vi)}$ $= \text{円}^{(vii)}$	
変更後	補助対象経費	賃借料(月額) 円－住宅手当(月額) 円 = 円 ^(viii)		
	上限月額 (該当するものに☑する。)	☐ 単身世帯 30,000円 ☐ 単身世帯以外 50,000円		
	算定基礎額	$\text{円}^{(viii)} \times 2/3 = \frac{\text{円}}{(1,000 \text{ 円未満切り捨て})}$ または上限月額のいずれか少ない額 = 円 ^(ix)		

変更後の補助金の額	1. 月の初日以外で補助対象期間が開始する月（令和 年 月） = 円 ⁽ⁱⁱ⁾ × (補助対象期間に属する日数 日 / 月の総日数 日) ※ 0 内は小数点以下第2位未満切り捨て = 円 … A (1,000 円未満切り捨て)
	2. 月の末日以外で補助対象期間が終了する月（令和 年 月） = 円 ^(ix) × (補助対象期間に属する日数 日 / 月の総日数 日) ※ 0 内は小数点以下第2位未満切り捨て = 円 … B (1,000 円未満切り捨て)
	3. 上記 1、2 以外の月 (変更前) = 円 ⁽ⁱⁱ⁾ × (か)月) + (変更月) = 円 ^(vii) + (変更後) = 円 ^(ix) × (か)月) = 円 … C
	= 円 (A+B+C) (補助金の額)

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
補助事業者
氏 名

令和 8 年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を中止（廃止）したいので、令和 8 年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 令和 8 年度弘前市就農希望者等住居確保事業
- 2 補助金の交付決定額 _____ 円
- 3 既に交付を受けた補助金の額 _____ 円
- 4 補助事業を中止（廃止）する理由
- 5 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

備考 氏名は、署名してください。なお、本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：0 1 7 2－4 0－0 7 6 7

弘前市長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けによる補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。

3 交付の条件

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和８年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金事業変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出して、その承認を受けること。
ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和８年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

4 その他

- (1) 補助事業者は、令和８年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第９号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して３０日を経過した日又は令和９年４月３０日のいずれか早い日までに市長に提出してください。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和１４年３月３１日まで保管してください。

担当：農林部農政課
電話：0172-40-0767

弘前市長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった下記補助金の経費の配分（内容）の変更については、令和８年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金交付要綱第１０条第２項の規定に基づきこれを承認することとし、次のとおり変更して交付することに決定したので、通知します。

- 1 補助事業の名称 令和8年度弘前市就農希望者等住居確保事業
- 2 補助事業の内容は、令和 年 月 日付け補助金事業変更承認申請書及び添付書類に記載のとおりとする。
- 3 補助金の変更交付決定額 _____円
(内訳)

変更交付決定額	変更前交付決定額	変更（増減）額
円	円	円

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

- (1) 補助事業者は、令和８年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第９号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して３０日を経過した日又は令和９年４月３０日のいずれか早い日までに市長に提出してください。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和１４年３月３１日まで保管してください。

担当：農林部農政課
電話：0172-40-0767

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
補助事業者
氏 名

令和 8 年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の遂行状況について、弘前市補助金等交付規則第 1 0 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 令和 8 年度弘前市就農希望者等住居確保事業

2 補助事業の遂行状況（第 四半期末現在）

補助対象期間における 補助対象経費の実支払額 (a)	現在までの補助対象経費の 実支払額(b)	進捗率 (b/a)	摘要
円	円	%	

3 添付書類（四半期毎）

- 補助対象経費の支払実績が確認できる書類（通帳の写し等）
- ひろさき農業里親研修事業実施要綱第 9 条第 8 項に規定する里親実践研修記録の写し又は雇用主が作成した研修記録（研修日、研修内容及び研修時間が記載されたもの）の写し

備考 氏名は、署名してください。なお、本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：0 1 7 2－4 0－0 7 6 7

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
補助事業者
氏 名

令和 8 年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業が完了（を廃止）したので、弘前市補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 令和 8 年度弘前市就農希望者等住居確保事業
- 2 補助金の交付決定額 _____ 円
- 3 既に交付を受けた補助金の額 _____ 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業実績書（様式第 1 0 号）
 - (2) 収支決算書（様式第 1 1 号）
 - (3) 補助対象経費の支払実績が確認できる書類（通帳の写し等）
 - (4) ひろさき農業里親研修事業実施要綱第 9 条第 8 項に規定する里親実践研修記録の写し又は雇用主が作成した研修記録（研修日、研修内容及び研修時間が記載されたもの）の写し

備考

- 1 氏名は、署名してください。なお、本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 2 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：0 1 7 2－4 0－0 7 6 7

様式第 10 号（第 13 条第 2 項関係）

事業実績書

- 1 補助事業の名称
令和 8 年度弘前市就農希望者等住居確保事業
- 2 補助事業の遂行の概要
- 3 補助事業の期間
- 4 補助事業の遂行による効果
- 5 その他

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

様式第 1 1 号（第 1 3 条第 2 項関係）

収支決算書

1 収 入

（単位：円）

科 目	本年度収入額	本年度予算額	増 減 額	摘 要
市補助金				
自己資金				
計				

2 支 出

（単位：円）

科 目	本年度支出額	本年度予算額	増 減 額	摘 要
計				

備考

- 1 摘要欄には、本年度収入額及び本年度支出額の積算の内訳を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

弘前市長 印

標記補助金については、令和 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、弘前市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

交付決定額	確定額 (a)	交付済額 (b)	差額 (a) - (b)
円	円	円	円

- 1 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和14年3月31日まで保管してください。
- 2 後日、市長は上記1に記載する書類等の提出を求め、又は検査をすることがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、補助事業の実施状況及び収支決算の状況を確認できない場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

担当：農林部農政課
電話：0172-40-0767

令和 年 月 日

弘前市長 様

住所
補助事業者
氏 名
印

令和 8 年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知（補助金交付額確定の通知）を受けた下記補助金について、弘前市会計規則第 54 条第 1 項及び令和 8 年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 補助金の名称 令和 8 年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金
- 3 補助金の交付決定額 _____ 円
- 4 補助金の交付確定額 _____ 円
- 5 補助金交付済額 _____ 円
- 6 振込口座
 - (1) 金融機関及び支店名
 - (2) 口座番号
 - (3) 口座名義人

備考 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：0172-40-0767

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
補助事業者
氏 名 印

令和 8 年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助金について、弘前市会計規則第 5 4 条第 1 項及び令和 8 年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金交付要綱第 1 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 円 (a)
- 2 補助金の名称 令和 8 年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金
- 3 算定根拠

補 助 対 象 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
各 四 半 期 に お け る 補助対象経費の実支払額	第 1 四半期 (4/1-6/30)	円
	第 2 四半期 (7/1-9/30)	円
	第 3 四半期 (10/1-12/31)	円
補 助 金 交 付 決 定 額	円 (b)	
前 回 ま で の 概 算 払 額	円 (c)	
残 額	円 (b) - (c) - (a)	

- 4 振込口座
- (1) 金融機関及び支店名
- (2) 口座番号
- (3) 口座名義人

備考

- 1 概算払の請求対象は、令和 8 年度弘前市就農希望者等住居確保事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第 8 号）により遂行状況報告を終えた補助対象期間に要した経費となります。（ただし、既に概算払額がある場合、その算定対象となった経費は、今回の概算払請求の対象となりません。）
- 2 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：0 1 7 2 - 4 0 - 0 7 6 7